

議案第32号

令和5年度さぬき市一般会計補正予算（第14号）について

令和5年度さぬき市一般会計補正予算（第14号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和5年度さぬき市一般会計補正予算
(第 1 4 号)

第1表	歳入歳出予算補正
第2表	繰越明許費
第3表	地方債補正

香川県さぬき市

令和5年度さぬき市一般会計補正予算（第14号）

令和5年度さぬき市一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ965,700千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,431,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
33. 地方特例交付金		30,000	10,313	40,313
	25. 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	-	10,313	10,313
35. 地方交付税		8,400,000	674,014	9,074,014
	5. 地方交付税	8,400,000	674,014	9,074,014
45. 分担金及び負担金		235,302	△8,636	226,666
	5. 分担金	914	△867	47
	10. 負担金	234,388	△7,769	226,619
55. 国庫支出金		3,086,325	868,089	3,954,414
	5. 国庫負担金	2,127,531	△27,470	2,100,061
	10. 国庫補助金	948,536	895,559	1,844,095
60. 県支出金		1,611,331	△32,483	1,578,848
	5. 県負担金	933,193	24,384	957,577
	10. 県補助金	559,640	△51,976	507,664
	15. 県委託金	118,498	△4,891	113,607
65. 財産収入		72,301	13,425	85,726
	5. 財産運用収入	68,951	13,425	82,376
75. 繰入金		5,561,395	△2,347,990	3,213,405
	10. 基金繰入金	5,416,340	△2,347,990	3,068,350
80. 繰越金		641,482	74,570	716,052
	5. 繰越金	641,482	74,570	716,052
85. 諸収入		932,140	1,898	934,038
	25. 雑入	235,586	1,898	237,484
90. 市債		1,972,900	△218,900	1,754,000
	5. 市債	1,972,900	△218,900	1,754,000
歳入	合計	30,396,700	△965,700	29,431,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 議 会 費		229,261	△1,600	227,661
	5. 議 会 費	229,261	△1,600	227,661
10. 総 務 費		3,309,478	△110,483	3,198,995
	5. 総 務 管 理 費	2,764,983	△70,831	2,694,152
	10. 徴 税 費	302,332	△7,228	295,104
	15. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	159,018	△18,420	140,598
	20. 選 挙 費	56,251	△13,353	42,898
	25. 統 計 調 査 費	6,294	△651	5,643
15. 民 生 費		8,821,344	△11,908	8,809,436
	5. 社 会 福 祉 費	5,232,409	△10,450	5,221,959
	10. 児 童 福 祉 費	3,131,621	△34,477	3,097,144
	15. 生 活 保 護 費	457,314	33,019	490,333
20. 衛 生 費		2,658,873	△106,540	2,552,333
	5. 保 健 衛 生 費	1,265,529	△85,970	1,179,559
	10. 清 掃 費	741,017	△13,548	727,469
	20. 病 院 費	540,342	△7,022	533,320
30. 農 林 水 産 業 費		666,633	△83,604	583,029
	5. 農 業 費	563,007	△74,055	488,952
	10. 林 業 費	53,152	△1,088	52,064
	15. 水 産 業 費	50,474	△8,461	42,013
35. 商 工 費		578,390	△29,896	548,494
	5. 商 工 費	578,390	△29,896	548,494
40. 土 木 費		2,770,858	△178,015	2,592,843
	5. 土 木 管 理 費	197,659	△3,896	193,763
	10. 道 路 橋 梁 費	687,838	△50,100	637,738
	15. 河 川 費	68,674	△4,591	64,083

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	25. 都市計画費	1,689,277	△96,308	1,592,969
	30. 住宅費	117,108	△23,120	93,988
45. 消防費		902,427	△26,284	876,143
	5. 消防費	902,427	△26,284	876,143
50. 教育費		5,230,434	△363,916	4,866,518
	5. 教育総務費	659,279	△36,529	622,750
	10. 小学校費	1,524,922	△95,012	1,429,910
	15. 中学校費	130,290	△16,241	114,049
	20. 幼稚園費	351,844	△9,500	342,344
	30. 社会教育費	1,992,538	△192,717	1,799,821
	35. 保健体育費	571,561	△13,917	557,644
55. 災害復旧費		11,926	-	11,926
	5. 農林水産業施設災害復旧費	4,653	-	4,653
60. 公債費		3,600,911	△66,879	3,534,032
	5. 公債費	3,600,911	△66,879	3,534,032
65. 諸支出金		1,561,051	13,425	1,574,476
	5. 基金費	1,157,051	13,425	1,170,476
歳出	合計	30,396,700	△965,700	29,431,000

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 総務費	5 総務管理費	住民情報システム改修事業	2,451
		国保事務処理標準システム導入事業	65,109
	15 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳ネットワークシステム改修事業	12,117
15 民生費	5 社会福祉費	物価高騰対策臨時特別生活支援金支給事業	188,060
	10 児童福祉費	こども計画策定に係る市民アンケート調査事業	7,418
		子育て応援特別給付金支給事業	303
20 衛生費	5 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	4,357
	15 上水道費	香川県広域水道企業団出資金	79,432
30 農林水産業費	5 農業費	ワイン用ぶどう栽培環境整備事業	20,000
		県営農村地域防災減災事業負担金	21,746
		県営経営体育成基盤整備事業負担金	4,833
		小規模ため池防災対策事業	7,675
		香川県防災重点農業用ため池緊急整備事業	3,195

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
30 農林水産業費	15 水産業費	脇元漁港機能保全工事	2,200
35 商工費	5 商工費	ツインパルながお起流ポンプ修繕事業	10,670
40 土木費	5 土木管理費	県施行道路事業負担金	16,700
		県施行河川事業負担金	860
		県施行港湾事業負担金	24,990
	10 道路橋梁費	道路橋梁新設改良事業	5,851
	15 河川費	市河川岩淵川改修事業	5,885
	25 都市計画費	長尾総合公園スケートパーク等修繕事業	8,397
50 教育費	30 社会教育費	公民館整備事業	20,500
		細川林谷記念館整備事業	224,196
合 計			736,945

第 3 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁舎施設整備事業	7,300	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	4,600	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
し尿処理施設整備事業	4,300				3,600			
農業施設整備事業	60,700				70,400			
漁港施設整備事業	8,200				3,700			
道路橋梁整備事業	487,300				436,200			
河川整備事業	18,000				14,200			
住宅整備事業	47,000				32,900			
港湾整備事業	19,100				30,200			
海岸整備事業	4,500				3,600			
消防施設整備事業	40,600				35,300			
教育施設整備事業	1,000				—			
小学校整備事業	487,000				534,500			
学校給食施設整備事業	2,800				2,200			
文化財施設整備事業	9,500				9,600			
過疎地域持続的発展特別事業	35,000				43,200			
臨時財政対策債	300,000				89,200			
合 計	1,972,900			1,754,000				

議案第 33 号

令和 5 年度さぬき市一般会計補正予算（第 15 号）について

令和 5 年度さぬき市一般会計補正予算（第 15 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

令和5年度さぬき市一般会計補正予算
(第 1 5 号)

第1表 歳入歳出予算補正

第2表 繰越明許費補正

香川県さぬき市

令和5年度さぬき市一般会計補正予算（第15号）

令和5年度さぬき市一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,437,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
75. 繰入金		3,213,405	6,000	3,219,405
	10. 基金繰入金	3,068,350	6,000	3,074,350
歳入	合計	29,431,000	6,000	29,437,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
35. 商 工 費		548,494	6,000	554,494
	5. 商 工 費	548,494	6,000	554,494
歳 出	合 計	29,431,000	6,000	29,437,000

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
35 商工費	5 商工費	大串半島活性化施設整備事業	34,475

議案第34号

令和5年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
について

令和5年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を別冊のとおり定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和5年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)

第1表 歳入歳出予算補正

第2表 繰越明許費

香川県さぬき市

令和5年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ361,409千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,613,330千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 国民健康保険税		777,260	△12,665	764,595
	5. 国民健康保険税	777,260	△12,665	764,595
15. 国庫支出金		1	114	115
	10. 国庫補助金	1	114	115
17. 県支出金		4,625,788	△404,344	4,221,444
	10. 県補助金	4,625,787	△404,344	4,221,443
35. 財産収入		1,169	267	1,436
	5. 財産運用収入	1,169	267	1,436
40. 繰入金		469,631	2,958	472,589
	5. 繰入金	365,631	2,958	368,589
45. 繰越金		87,279	52,261	139,540
	5. 繰越金	87,279	52,261	139,540
歳入合計		5,974,739	△361,409	5,613,330

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 総務費		44,431	△1,319	43,112
	5. 総務管理費	27,887	△1,319	26,568
	10. 徴税費	16,397	-	16,397
10. 保険給付費		4,522,084	△350,500	4,171,584
	5. 療養諸費	3,895,511	△305,000	3,590,511
	10. 高額療養費	610,391	△40,000	570,391
	20. 出産育児諸費	12,506	△5,000	7,506
	30. 傷病手当金	576	△500	76
18. 国民健康保険事業費納付金		1,215,578	-	1,215,578
	5. 医療給付費分	850,720	-	850,720
25. 保健事業費		79,426	△11,021	68,405
	5. 保健事業費	21,385	△6,600	14,785
	10. 特定健康診査等事業費	58,041	△4,421	53,620
35. 諸支出金		82,381	1,431	83,812
	5. 償還金及び還付金	7,161	1,164	8,325
	10. 積立金	1,169	267	1,436
歳出合計		5,974,739	△361,409	5,613,330

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
35 諸支出金	20 一般会計繰出金	国保事務処理標準システム導入事業繰出金	65,109

議案第35号

令和5年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
について

令和5年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和5年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算
(第3号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

令和5年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ193,466千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,298,062千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 保 険 料		1,290,900	2,300	1,293,200
	5. 介 護 保 険 料	1,290,900	2,300	1,293,200
10. 使 用 料 及 び 手 数 料		2,906	△640	2,266
	5. 手 数 料	2,906	△640	2,266
15. 国 庫 支 出 金		1,517,314	△79,527	1,437,787
	5. 国 庫 負 担 金	1,094,000	△56,800	1,037,200
	10. 国 庫 補 助 金	423,314	△22,727	400,587
20. 支 払 基 金 交 付 金		1,673,580	△86,301	1,587,279
	5. 支 払 基 金 交 付 金	1,673,580	△86,301	1,587,279
25. 県 支 出 金		882,656	△43,828	838,828
	5. 県 負 担 金	856,000	△40,700	815,300
	10. 県 補 助 金	26,656	△3,128	23,528
30. 財 産 収 入		1,739	438	2,177
	5. 財 産 運 用 収 入	1,739	438	2,177
35. 繰 入 金		956,814	△68,261	888,553
	5. 一 般 会 計 繰 入 金	933,814	△45,261	888,553
	10. 基 金 繰 入 金	23,000	△23,000	0
40. 繰 越 金		165,516	82,353	247,869
	5. 繰 越 金	165,516	82,353	247,869
歳 入	合 計	6,491,528	△193,466	6,298,062

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 総務費		78,077	△5,897	72,180
	5. 総務管理費	17,892	△3,254	14,638
	15. 介護認定審査会費	58,094	△2,643	55,451
10. 保険給付費		6,000,000	△300,000	5,700,000
	5. 介護サービス等諸費	6,000,000	△300,000	5,700,000
12. 地域支援事業費		208,748	△24,128	184,620
	10. 包括的支援事業等費	14,279	△3,502	10,777
	15. 介護予防・生活支援サービス事業費	163,612	△14,156	149,456
	20. 一般介護予防事業費	30,857	△6,470	24,387
20. 基金積立金		34,411	137,059	171,470
	5. 基金積立金	34,411	137,059	171,470
30. 諸支出金		164,881	△500	164,381
	5. 償還金及び還付加算金	152,165	△500	151,665
歳出	合計	6,491,528	△193,466	6,298,062

議案第36号

令和5年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第2号）
について

令和5年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和5年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算
(第 2 号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

令和5年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,163千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 診療報酬		111,246	△3,500	107,746
	5. 外来報酬	111,246	△3,500	107,746
歳入	合計	116,663	△3,500	113,163

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 総務費		90,160	△2,800	87,360
	5. 施設管理費	90,160	△2,800	87,360
10. 医療費		26,203	△700	25,503
	5. 医療費	26,203	△700	25,503
歳出	合計	116,663	△3,500	113,163

議案第 37 号

令和 5 年度さぬき市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和 5 年度さぬき市下水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

令和5年度

さぬき市下水道事業会計補正予算
(第1号)

香川県さぬき市

令和5年度さぬき市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度さぬき市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度さぬき市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既定予定量）	（補正予定量）	（計）
(1) 接 続 戸 数	9,133 戸	△ 116 戸	9,017 戸
(2) 年 間 有 収 水 量	2,100 千m ³	△ 100 千m ³	2,000 千m ³
(3) 主要な建設改良事業			
イ 管渠建設改良費	167,800 千円	△ 44,900 千円	122,900 千円
ロ ポンプ場建設改良費	86,200 千円	△ 39,910 千円	46,290 千円
ハ 処理場建設改良費	204,000 千円	△ 29,000 千円	175,000 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既定予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 下水道事業収益	1,850,000 千円	△ 66,000 千円	1,784,000 千円
第1項 営業収益	645,223 千円	△ 26,000 千円	619,223 千円
第2項 営業外収益	1,204,777 千円	△ 40,000 千円	1,164,777 千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	1,850,000 千円	△ 66,000 千円	1,784,000 千円
第1項 営業費用	1,717,525 千円	△ 40,981 千円	1,676,544 千円
第2項 営業外費用	129,325 千円	△ 25,019 千円	104,306 千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額584,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額24,073千円、当年度分損益勘定留保資金559,927千円で補てんするものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)		(補正予定額)		(計)	
	収	入				
第1款 資本的収入	862,000	千円	△ 110,000	千円	752,000	千円
第1項 企業債	258,200	千円	△ 32,900	千円	225,300	千円
第2項 他会計出資金	480,000	千円	△ 34,000	千円	446,000	千円
第3項 補助金	117,100	千円	△ 48,700	千円	68,400	千円
第4項 分担金及び負担金	700	千円	△ 182	千円	518	千円
第5項 その他の資本的収入	6,000	千円	5,782	千円	11,782	千円
			支	出		
第1款 資本的支出	1,453,000	千円	△ 117,000	千円	1,336,000	千円
第1項 建設改良費	481,922	千円	△ 113,810	千円	368,112	千円
第2項 企業債償還金	971,078	千円	△ 3,190	千円	967,888	千円

(企業債)

第5条 予算第6条中「258,200千円」を「225,300千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条中「690,000千円」を「650,000千円」に改める。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第38号

令和5年度さぬき市病院事業会計補正予算（第3号）について

令和5年度さぬき市病院事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和5年度

さぬき市病院事業会計補正予算(第3号)

香川県さぬき市

令和5年度さぬき市病院事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 令和5年度さぬき市病院事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和5年度さぬき市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(事 業)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)	
1 業務量	病院事業	(3) 患者数	170,139人	△18,088人	152,051人
		ア 入院患者数	46,695人	△6,834人	39,861人
		(1日平均)	127.6人	△18.7人	108.9人
		イ 外来患者	123,444人	△11,254人	112,190人
		(1日平均)	508.0人	△46.3人	461.7人
3 職員計画	損益勘定所属職員		437人	△49人	388人

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			

第1款 病院事業収益	5,110,810 千円	△489,451 千円	4,621,359 千円
第1項 医業収益	4,360,581 千円	△474,922 千円	3,885,659 千円
第2項 医業外収益	750,199 千円	△14,529 千円	735,670 千円
支 出			
第1款 病院事業費用	5,579,233 千円	△297,082 千円	5,282,151 千円
第1項 医業費用	5,442,979 千円	△299,913 千円	5,143,066 千円
第2項 医業外費用	135,724 千円	2,831 千円	138,555 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第7条中「3,202,026千円」を「2,931,670千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第5条 予算第8条で定めた他会計からの補助金を次のとおり補正する。

(摘 要)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 病院群輪番制運営費補助金	13,000 千円	71 千円	13,071 千円
(2) 小児救急医療支援事業費補助金	21,231 千円	△2,710 千円	18,521 千円
(3) 第二種感染症指定医療機関運営費補助金	1,200 千円	△600 千円	600 千円
(5) 新人看護職員研修事業補助金	495 千円	△145 千円	350 千円
(6) 産科医等確保支援事業補助金	1,106 千円	△400 千円	706 千円

(8) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金	5,500 千円	△2,779 千円	2,721 千円
(9) 外来対応医療機関設備整備事業補助金	0 千円	281 千円	281 千円

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第9条中「718,041千円」を「748,812千円」に改める。

令和6年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹